

## 質問一覧

| No | 区分 | 質問                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                      |
|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 施設 | 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の個人防護具保管庫整備のメニューは、キャビネットやロッカー等の設置も補助対象になるか。                                | 個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事費です。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、補助対象になりません。必ず、工事により保管施設を整備してください。                                                                 |
| 2  | 施設 | 個人防護具保管庫について、既製品の物置を単に敷地内の空いている土地に置くのみの場合、補助対象になるか。                                                    | 既製品の物置であっても、容易に移動、撤去ができないよう、地面に固定する工事を行い設置する場合は補助対象となります。<br>単に地面に置くのみでは補助対象となりません。                                                                                                     |
| 3  | 施設 | 「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積とは何か。 | 工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。工事を行う部分の面積の根拠についても示していただく必要がございます。                                                                                                        |
| 4  | 施設 | 工事はいつまでに完了する必要があるか。                                                                                    | 今回の意向調査では、令和10年3月末までに工事を完了する事業（2年度に工期がまたがる事業）についても照会の対象とします。ただし、今後示される国の方針により、令和9年3月末までに工事を完了する場合のみ補助対象となる場合は、補助の対象外となりますので、予めご了承ください。<br>※令和6、7年度はいずれも補助事業開始年度内に事業を完了することが補助要件となっています。 |
| 5  | 施設 | 工事契約、着工はどの時点から可能か。                                                                                     | 本県からの内示後に可能となります。<br>なお、内示前に入札等で業者を選定することは可能です。                                                                                                                                         |
| 6  | 施設 | 既存の部屋を個人防護具保管施設として改修する場合は、補助対象になるか。                                                                    | 既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、個人防護具の保管に必要と認められる限度において建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。                                                                                                                  |
| 7  | 施設 | 個人防護具保管施設の整備にあたり、個人防護具保管施設へ通ずる通路を整備する場合、通路の整備費用についても補助対象となるか。                                          | 個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。                                                                                                               |
| 8  | 施設 | 設計費用、設置場所の整地費用、建築確認費用は補助対象となるか。                                                                        | いずれも補助対象となりません。その他、工事自体の費用ではなく、工事に付随する事務手続きに係るものは補助対象外です。                                                                                                                               |
| 9  | 施設 | 例えば、既存病室に設置されているトイレ・バスが老朽化により劣化している場合、それらを更新する工事を行う場合は補助対象となるか。                                        | 単に老朽化による劣化を理由とした工事は補助対象外です。                                                                                                                                                             |
| 10 | 施設 | 医療機関自体の建物ではなく、例えば開設者等の居住する建物に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となるか。                                                | 協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない居住スペースを改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。                                                                                                                       |
| 11 | 施設 | 個人防護具保管施設は、医療機関の建物が存在する敷地内に設置する必要があるか。                                                                 | 当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、医療機関からの距離など、実用性を踏まえて判断する必要がありますので、具体的な事例がある場合には、個別にご相談ください。                                                                     |
| 12 | 施設 | マンション等の賃貸物件を借り上げて個人防護具保管施設として使用する場合、補助対象となるか。                                                          | 施設整備事業の一般的な取扱いとして、賃貸物件の改修費用は補助対象となりません。                                                                                                                                                 |
| 13 | 施設 | 施設整備事業の工事費に含まれる、法定福利費、交通費、現場管理費は補助対象となるか。                                                              | 原則として見積書、工事仕訳書、請求書等に費用の内訳として示されるものは補助対象外となります。ただし、諸経費は補助対象となります。                                                                                                                        |
| 14 | 施設 | 工事に際し、設備（個人防護具保管倉庫、簡易陰圧装置など）の購入も必要となる場合、設備の購入費用は補助対象となるか。                                              | 施設整備事業は工事費が補助対象であるため、工事契約の中に設備の費用も含まれている場合は補助対象となります。しかし、工事契約と設備の購入契約が別契約（別業者）となっている場合は、簡易陰圧装置の購入費用は補助対象外となりますので、必ず同一契約としてください。                                                         |
| 15 | 設備 | HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、陰圧化に必要な付属品（陰圧ブースやパーテーション等）も補助対象となるか。                                   | HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、陰圧ブースやパーテーションを設置しなければ稼働しない機器の場合には、補助対象に含まれます。                                                                                                           |
| 16 | 設備 | HEPAフィルター付き空気清浄機のうち、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできる製品は、「陰圧対応可能なもの」と捉えて補助が可能か。                    | HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるものである場合には、「陰圧対応可能なもの」として補助対象となります。                                                                                 |
| 17 | 設備 | HEPAフィルター付き空気清浄機について、設置に際し陰圧にするためダクトの取り付け作業、工事を伴う場合、それらに係る作業費、工事費は補助対象となるか。                            | 補助対象となります。                                                                                                                                                                              |

## 質問一覧

| No | 区分   | 質問                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18 | 設備   | 簡易陰圧装置について、補助対象となるのは、本体の購入費のみでしょうか。陰圧化するため、設置の際にダクト工事が必要な場合、その工事費も補助対象となるか。            | 簡易陰圧装置について、設置に当たりダクト工事が必要な機器の場合には、当該工事費用も補助対象となり得ます。                                                                                                                                                                                                       |
| 19 | 設備   | 複数の病室があり簡易陰圧装置設置のみ整備する病室と、トイレ等の簡易陰圧装置以外の付属設備も整備する病室がある場合、施設整備もしくは設備整備のいずれで申請すればよいか。    | 簡易陰圧装置のみを整備する病室は、設備整備事業（簡易陰圧装置の購入費）で申請してください。<br>個室病室の整備の一環として陰圧装置とその他附属設備も整備する場合は、施設整備の補助対象を「病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）」としていることから、病室の整備として、施設整備事業で申請してください。                                                |
| 20 | 設備   | 簡易ベッドはどのようなものが対象となるか。                                                                  | 簡易ベッドは、通常時には折り畳むなどの方法により保管し、臨時的に外来診察室に設置して使用することを想定しています。また、入院医療で使用する場合においても同様に、通常時には病院内で保管し、簡易ベッドは消毒が簡易であることから、感染患者用のベッドとしての使用や、感染症患者の搬送等で使用することを想定しています。                                                                                                 |
| 21 | 設備   | 設備の購入費用の内訳として、送料、作業員の交通費、搬入設置費が計上されている場合、それらは補助対象となるか。                                 | 送料、作業員の交通費が別途計上されている場合は補助対象外となります。ただし、搬入設置費については、納品の際に設置作業が必要である場合は補助対象となります。                                                                                                                                                                              |
| 22 | 設備   | HEPAフィルター付空気清浄機や簡易陰圧装置の設置工事が必要な場合、設備の購入契約と設置工事契約は別契約としてもよいか。                           | 設備整備事業は設備の購入費が補助対象であるため、設備の購入契約に設置工事が含まれている場合は設置工事費用についても補助対象となります。設備の購入契約と設置工事契約が別契約（別業者）の場合は、設置工事費は補助対象外となりますので、必ず同一契約としてください。                                                                                                                           |
| 23 | 設備   | 設備の納品に期限はあるか。                                                                          | 原則として、令和9年3月末までに設備の納品を行っていただく必要がございます。<br>ただし、簡易陰圧装置に限り、今回の意向調査では、令和10年3月末までに納品を完了する事業（事業開始から事業完了の期間が2年度にまたがる事業）についても照会の対象とします。ただし、今後示される国の方針により、令和9年3月末までに納品を完了する場合のみ補助対象となる場合は、補助の対象外となりますので、予めご了承ください。<br>※令和6、7年度はいずれも補助事業開始年度内に納品を完了することが補助要件となっています。 |
| 24 | 施設設備 | 医療措置協定を既に締結している医療機関だが、補助要件を満たしていないため補助を受けることができない。この協定を解除した場合、未締結の医療機関として補助を受けることは可能か。 | 令和7年5月26日時点で医療措置協定を締結している医療機関（締結を申請済の医療機関も含む）は、締結済医療機関として扱われます。そのため、それ以降に協定を解除しても、未締結医療機関として補助を受けることはできません。<br>また、令和7年5月26日以降に協定内容を変更し（例：発熱外来を実施する→実施しない）、再度変更して元の協定内容に戻す場合も、補助要件を満たした締結済医療機関として補助を受けることはできません。                                            |